

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるときは、その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県団休營土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
保険医療機関等の指定
保険医の登録
被爆者一般疾病医療機関の指定
計量器の定期検査の実施
普通母樹林の指定
公共測量を終わった旨の通知
換地処分をした旨の届出
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規 則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則（昭和四十七年六月鳥取県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の5の次に6として次のように加える。

6 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

別表の二の3の次に4として次のように加える。

4 カトレヤ若しくはシンビジウムの切花その他その品目又は品質が特殊であるため通常、一般消費者の日常生活において鑑賞の用に供されることが少なく、冠婚葬祭用等限られた特殊な用途に供される花き

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

事業の種類	初年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1 2、3及び4以外の土地改良事業	$a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{10}{100} \times 0.055 + a \times \frac{10}{100} \times \left(1 - \frac{c}{100}\right) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{8}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{6}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{4}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{2}{100} \times 0.055$
2 開拓道路補修事業	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{30}{100} \times 0.055 + a \times \frac{30}{100} \times \left(1 - \frac{c}{100}\right) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{24}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{18}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{12}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{6}{100} \times 0.055$
3 ほ場整備事業及び水田転換特別対策事業	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{25}{100} \times 0.055 + a \times \frac{25}{100} \times \left(1 - \frac{c}{100}\right) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{20}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{15}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{10}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{5}{100} \times 0.055$
4 開拓道路補修事業以外の農道整備事業	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{20}{100} \times 0.055 + a \times \frac{20}{100} \times \left(1 - \frac{c}{100}\right) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{16}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{12}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{8}{100} \times 0.055$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{4}{100} \times 0.055$

備考

- 1 aは、事業費の総額とする。
- 2 cは、農林漁業金融公庫が団体営土地改良事業を行う者に対して融資する場合の融資限度額に係る融資率とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の補助金から適用する。

告 示

鳥取県告示第九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内 科	長谷川 晴己	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
耳鼻いんこう科	伊 東 祐 久	〃
内 科	福 本 勝 弥	米子市錦町二丁目八 済生会米子診療所
内 科	宮 田 誠	米子市車尾一二九三ノ一 国立米子病院

鳥取県告示第九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平田齒科医院	西伯郡淀江町淀江八九〇	昭和四十九年二月二十七日
日本齒科医院	米子市立町三丁目一〇〇	二十日
上原薬局	日野郡江府町江尾 一、八六七の一	十五日

鳥取県告示第九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
栗原 彰	鳥医第一、八六七号	昭和四十九年二月五日

鳥取県告示第二百号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十九年二月二十一日	岸田歯科医院	倉吉市東町三五

鳥取県告示第二百一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、岩美郡、気高郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

計量法第四百十二条各号に掲げる計量器	実 施 期 間	実 施 場 所
昭和四十九年四月十五日から 昭和五十年三月三十一日まで	当該計量器の所在場所	
計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器	検査期間、検査時間	検査場所
四月 十五日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡福部村 福部村役場
四月 十六日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 岩井消防詰所
四月 十七日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 岩美町 岩美町農業協同組合浦富支所
四月 十八日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 小田支所
四月 十九日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 本庄支所
四月 二十日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 網代公民館
四月 二十一日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 国府町国府町農業協同組合中河原支所
四月 二十二日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 谷支所
四月 二十三日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 国府町役場
四月 二十四日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 気高町役場宝木支所
四月 二十五日	午後十時から 午後三時まで	岩美郡 山東農業協同組合本所

五	"	"	"	大字駒帰六八二ノ一四	八・〇二"	兵庫県多可郡中町鍛冶屋岸本造林株式会社
六	"	"	"	大字波多六五八ノ一	一七・六九"	鳥取県鳥取市東町
七	"	"	"	八東町大字柿原八一五、八一六ノ一	三・〇八"	八頭郡八東町大字柿原尾崎米子ほか一
八	"	"	東伯郡三朝町大字大谷九五四ノ九	二・九〇"	"	東伯郡三朝町大字三朝坂出雅己
九	"	アカマツ クロマツ	西伯郡大山町豊房 二〇八三、二〇八四、二〇八五	二・〇四"	"	西伯郡大山町豊房宮永康久ほか二
十	"	アカマツ クロマツ	中山町大字赤坂八二一ノ一、八二二ノ二	〇・七八"	"	春日神社 中山町潮音寺
十一	"	スギ	日野郡日南町矢戸二	三・〇〇"	"	米子市道笑町益尾平藏
十二	"	ヒノキ	河上一三四六	三・〇〇"	"	入澤睦 上福原 上福原美
十三	"	"	日野町中菅一三四七ノ一	五・〇〇"	"	尾高坂口合名会社

鳥取県告示第二百三三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 邑次

一 作業種類

航空写真測量

二 作業地域

米子市長砂町、昭和町、博労町一丁目から同町四丁目まで、陽田町、

目久美町、万能町、道笑町一丁目から同町四丁目まで、末広町、愛宕町、

祇園町一丁目、同町二丁目、陰田町及び美吉

三 終了年月日

昭和四十九年二月二十八日

鳥取県告示第二百四号

蓮原土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年三月十一日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 邑次

選挙管理委員会告示

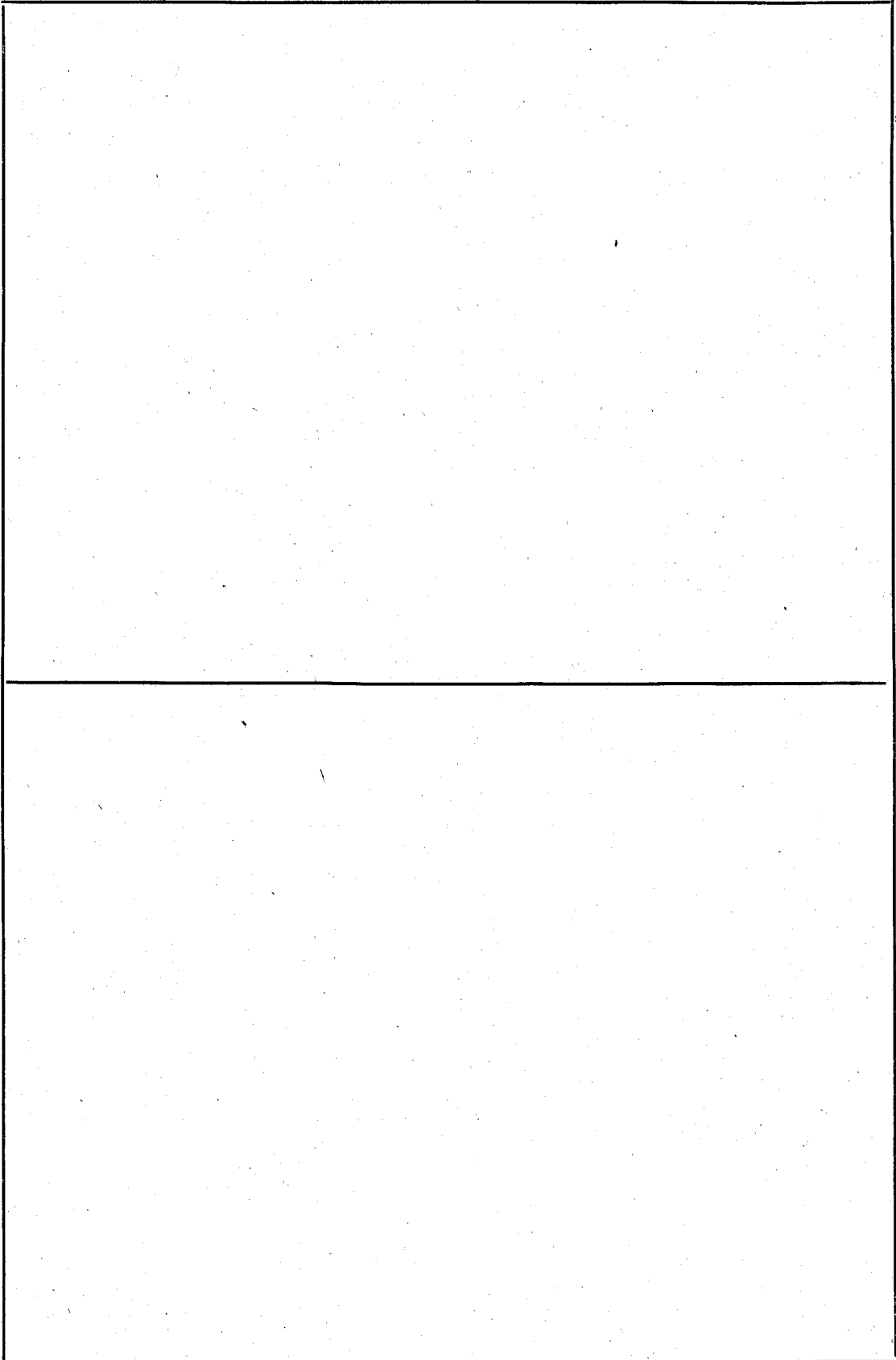
鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十九年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年三月十六日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙の執行状況について



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 邑次 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】